

障害福祉サービスの利用手続きについて

(1) サービス利用の相談・申請

(2) 訓練等給付、
地域相談支援を
申請する場合

(2) 介護給付を
申請する場合

市職員、又は市が委託した相談支援事業所の認定調査員が、
障害者の方の心身（80項目）や社会活動や介護者等の状況
及びサービス利用の意向について、調査を行います。

医師の
意見書

《 障害支援区分の一次判定 》
支給の必要の度合いをコンピューターにより判定します。

《 二次判定（審査会）》
審査会は、障害保健福祉を良く知る委員で構成されています。

障 害 支 援 区 分 の 認 定

(3) サービス等利用計画案の作成

勘案

① サービス等利用計画案

② 週間計画表

③ 申請者の現状（基本情報）

④ 基本情報（現在の生活）

審査会

必要に応じて審査会へ意見聴取

(4) 支給決定

受給者証の交付を受けて、サービスを提供する事業や
施設と契約し、サービスを利用します。